

《琵琶湖等における船舶・水難事故防止標語コンクール募集要項》

1 実施の目的

琵琶湖等における船舶事故や様々な場所・状況における水難事故の防止に資するため広く滋賀県内外の方に啓発標語を募集し、自ら考えることで出品者の方に事故防止意識を高めていただくとともに、優秀作品の周知によって一般の方に対する事故防止意識の普及・啓発を図ろうとするものです。

2 主催

滋賀県水上安全協会

3 募集標語

(1) 「船舶事故防止標語」部門

琵琶湖等における船舶事故防止を呼びかける内容のもの

(2) 「水難事故防止標語」部門

琵琶湖をはじめ様々な場所・状況における水難事故防止を呼びかける内容のもの

4 募集期間

令和1年9月2日～11月29日（必着）

5 応募資格

どなたでも自由に応募していただけます。

6 応募方法

(1) 応募はひとり1点とさせていただきます。ただし、船舶事故防止標語1点と水難事故防止標語1点の合計2点の応募は可とします。

(2) 応募は電話、ファックス、郵便のいずれかでお願ひします。様式等は定めておりませんが、必ず、「船舶事故防止標語」部門か「水難事故防止標語」部門かの別と、住所、氏名、年齢及び電話番号をお知らせ（お書き）下さい。

また、応募作品を令和2年の事故防止・安全啓発活動に活用させていただく際に、住所（市町村名まで）、氏名、年齢を記載する場合がありますので、公表辞退の方は応募の際に明確にお伝え（お書き）下さい。

7 審査

応募作品について当協会の役員等による審査を行います。最優秀賞受賞者と優秀賞受賞者には審査結果を連絡します。それ以外の方には参加賞の発送のみとさせていただきます。

8 賞

(1) 両部門とも最優秀賞1点
賞状と副賞（2万円分の図書カード）

(2) 両部門とも優秀賞2点
賞状と副賞（1万円分の図書カード）

(3) 参加賞
応募者全員に参加賞を進呈します。

※ 応募数により表彰者数を変更することがあります。また、応募作品が各部門10点にも満たない等、極端に少ない場合には、審査・選考は実施せず、応募者全員に参加賞を進呈するだけにさせていただきます。

9 作品の取り扱い

(1) 応募作品の著作権等一切の権利は主催者に帰属し、作品は返還いたしません。

(2) 適宜、ポスター化、啓発物品記載及び当協会のホームページ掲載等により、令和2年の事故防止・安全啓発活動に活用させていただきます。

10 応募先

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜1番10号

滋賀県水上安全協会

電話 077-521-5726

F A X 077-521-6580

